

声 明

—生活保護引き下げ違憲訴訟の大阪地方裁判所の判決について—

2021年2月24日

全大阪生活と健康を守る会連合会（大生連）

2月22日、大阪地方裁判所は、国家賠償請求は棄却しましたが、生活保護基準の引き下げは違法であると、原告である生活保護利用者の訴えを認める画期的な判決を下しました。生活保護基準の裁判で勝利したのは1960年の朝日訴訟以来です。この判決に原告の人たちは「涙が止まらなかった」「今の苦しい実態を分かってもらえた」と喜ばれました。あらためてみなさま方のご支援に心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

安倍内閣（当時）は2013年から2015年にかけて生活保護基準の引き下げを強行し、全国で1千名近くが「引き下げは憲法違反だ」と国と自治体を提訴しました。大阪では42名の生活保護利用者が闘ってきました。

大阪地方裁判所の判決文は、厚生労働省が保護基準の引き下げの根拠にした生活扶助相当CPI（生活保護利用者の消費者物価指数）が、「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠く〔略〕その判断の過誤及び手続に〔略〕欠落があり」「（生活保護）法3条（※）、8条2項（※）の規定に違反し、違法である」と引き下げを取り消す画期的な判断を下しました。

厚生労働省の生活扶助相当CPIは生活保護世帯の実態を無視したものです。第一に物価が最もあがった2008年と最も下がった2011年を比較し、第二にその期間に大幅な下落をしたテレビ、ビデオレコーダー、パソコンなどを生活保護利用者が、あたかも一般家庭と同様に購入した前提で計算したものです。これは当時の自民政権の「生活保護基準を引き下げる」選挙公約を^{そんたく}忖度した物価偽装の計算方式にほかなりません。

今回の判決は、原告のみなさんが裁判闘争の先頭に立ち、法廷で厳しい暮らしの実態を訴えたその勇気ある行動があったからこそ勝ちえた判決です。同時に弁護団は、こうした原告のみなさんの思いを受け止め、弁護団が一体となって法廷に^{のぞ}臨まれました。

さらに弁護団は裁判の中で、生活扶助相当CPIが如何に非科学的であり、生活保護利用者の暮らしを踏みにじるものであるかを、パワーポイントなどを駆使して明らかにしました。

こうした活動とともに、大生連も加盟する「生活保護基準引き下げ違憲訴訟を支える大阪の会」は、毎月の事務局会議、毎年の総会を行って、①裁判の本質は何か、②裁判勝利のために何をしなければならぬかを明らかにし、街頭宣伝やビラ配布、他団体への要請を繰り返し行いました。

とくに12月24日の結審のあとは、裁判所前で早朝宣伝や駅頭での宣伝とビラ配布をくりかえしおこない、これと並行して「公正な判決を求める署名」もとりくみ約1万を集めました。これらの活動では原告団と弁護団が先頭にたってがんばりました。

裁判は勝利しましたが、闘いはこれで終わりではありません。さらに続きます。当面やらなければならないのは今回の判決に対し、「控訴しないよう」厚生労働大臣に求めるFAXを送ることです。ご協力をお願いします。

全大阪生活と健康を守る会連合会は支援する会の一員として、原告団・弁護団のみなさんとともに闘っていく所存です。これからもご支援をよろしくをお願いします。

※生活保護法第3条「最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」

※8条2項「生活保護基準は最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを越えないものでなければならない」